

3. 避難に関する Q&A

QA7 事故当時の避難基準について教えてください。

(警戒区域及び避難指示区域の設定)

平成 23 年 3 月 11 日の福島第一原発事故の発生以降、市町村は、原子力災害の拡大防止のため、国の指示に基づき、警戒区域及び避難指示区域を設定してきました。

警戒区域

東京電力福島第一原子力発電所半径 20km 圏内について、住民の安全及び治安を確保するため、避難を指示すると共に、同地域を警戒区域に設定し、区域内への立入りを原則禁止。

計画的避難区域

事故発生から 1 年の期間内に積算線量が 20 ミリシーベルトに達するおそれがある区域。当該区域の住民は、別の場所に計画的に避難してもらうことが求められた。

緊急時避難準備区域

計画的避難区域を除く 20km-30km 圏内について、緊急時の屋内退避や避難が可能な準備等を求める区域。



統一した基礎資料の関連項目

下巻 第9章 145 ページ「避難指示区域について」

出典：復興庁「避難住民説明会等によく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の時点：平成23年4月22日時点（事故直後の区域設定が完了）

本資料への収録日：平成28年3月31日